

令和7年度夜間銃猟安全管理講習会（追加開催）

開催・募集要項

平成27年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）」が施行され、認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。

また、令和7年に成立した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）」においては、人の日常生活圏にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が新たに設けられました。

環境省では、夜間銃猟に係る認定を受ける意向のある、認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者及び夜間銃猟に従事する捕獲者や、緊急銃猟に従事する者として市町村から推薦を受けた者を対象として、修了が義務付けられている「夜間銃猟安全管理講習会」を開催します。併せて、「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」のうち、射撃技能の確認を行います。

なお、緊急銃猟を除く夜間銃猟は、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うために必要と判断し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に位置づけた場合であって、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する場合に限り、厳格な安全管理のもと、限定期に実施が認められるものです。

■開催日程・場所

本講習会は、講義をオンラインで1日、実習および射撃技能の確認を、射撃場で2日間実施します。

下記の事項をよく確認いただき、お申し込みください。

① オンライン講義

開催日	開催場所
令和8年1月19日	オンライン ・web会議システム（Webex）を使用します。 ・受講者1名につき1台のパソコンまたはタブレット、マイク、webカメラをご準備ください。 ※複数の受講者が1台のパソコンを共有して受講することはできません。 ※スマートフォンでの受講はできません。

② 実習および射撃技能の確認

会場	射撃場	内容	開催日
関東会場	群馬県安中総合射撃場 (群馬県安中市中宿2003番地)	実習	令和8年1月30日
		射撃技能の確認	令和8年1月31日

■講習内容（予定）

① オンライン講義：1月19日

時間割	内容
13:00～13:30	受付
13:30～13:40	開会
13:40～16:00	夜間銃猟安全管理講習（講義） <ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要 ・夜間銃猟の実施における安全確保

② 実習および射撃技能の確認

【関東会場】群馬県安中総合射撃場

実習：1月30日

時間割	内容
8:45～9:05	受付
9:05～9:15	開会
9:15～15:45	夜間銃猟安全管理講習（実習） <ul style="list-style-type: none"> ・銃器の安全な取扱いの確認（別紙1） ・薄暮時における銃器の安全な取扱いの確認 ・模擬的な夜間銃猟の実習
15:45～16:25	習熟度確認テスト 諸連絡

射撃技能の確認：1月31日

時間割	内容
8:45～9:15	受付・諸連絡
9:15～12:25	射撃技能の確認（5回以上の射撃で指定の範囲内に全て命中）
12:25～12:35	閉会

■定員

本講習会の定員は 36 名です。

■参加費用

参加費は無料ですが、使用される実包等は各自ご用意ください。

■講義（オンライン開催）受講に関する注意

講義は web 会議システム（Webex）を使用したオンライン形式で実施します。

受講するためには、受講者 1 名につき下記の設備が必要です。ご準備をお願いいたします。

① インターネットに接続して、画像と音声を再生できる端末（PC・タブレット）。

② 出席確認のため、web カメラ及びマイク。

※講義中、離席するなどして受講をしていることが確認できない場合には、修了書は発行できません。

※スマートフォンでの受講はできません。

※通信状況が良好な環境での受講をお願いします。受講者都合の通信不良で受講できなかつた場合、修了証は発行できません。

■受講者の要件

受講者は原則として、認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者、又は夜間銃猟に従事する捕獲者、緊急銃猟に従事する者として市町村長から推薦を受けた者、に限ります。

参加要件は以下のとおりです。

- 認定鳥獣捕獲等事業者に所属していること、または緊急銃猟に従事する者として市町村長の推薦を受けていること。
- 第一種銃猟狩猟免状を有していること。
- 全てのカリキュラム（講義及び実習・射撃技能の確認）に参加すること。

なお、過年度において特定ライフル銃・散弾銃で射撃技能の確認を受け基準に達している方で、新たにライフル銃での基準で射撃技能の確認の受講を希望される方につきましては、本講習会を再度受講いただく必要がございます。

■申し込み方法

「射撃技能の確認実施要領（別紙 2）」をご確認のうえ、「令和 7 年度夜間銃猟安全管理講習会参加申込書」に必要事項をご記入いただき、下記の書類を添付のうえ、電子メールで講習会事務局にお送りください。

- 添付書類

- ✓ 次の①②のうちいずれか 1 つ。

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者に所属していることを証明する書類（安全管理及び技能知識講習修了証の写し）。
 - ② 緊急銃猟に従事する者として市町村長から推薦を受けたことを証明する書類（任意）。
- ✓ 猿銃・空気銃所持許可証（写し）
- ① 顔写真のあるページの写し。
 - ② 射撃技能の確認で使用する銃器のページの写し。
- ✓ 過年度において特定ライフル銃・散弾銃で射撃技能の確認を受け基準に達しており、新たにライフル銃での基準で射撃技能の確認の受講を希望される場合。
- ① 射撃技能証明書（写し）

【申し込み期限】

令和8年1月9日（金）まで

【申し込み先】

夜間銃猟安全管理講習会事務局（担当：湯瀬）

E-mail:yakanjuryo2025@jwrc.or.jp

【講習会事務局連絡先】

一般財団法人自然環境研究センター

E-mail:yakanjuryo2025@jwrc.or.jp

TEL:080-2342-5454（平日10時から17時まで）

なお、申し込みを受け付けた時点で、事務局から申し込み担当者へ連絡します。連絡がない場合、何らかの理由で参加申込書が事務局に届いていない可能性がありますので、事務局にお問い合わせください。

■注意事項

- 認定鳥獣捕獲等事業者にご所属の方は、事業者（法人）ごとにお申し込みください。
- 緊急銃猟に従事する捕獲者の方は、推薦を受ける市町村を通してお申込みください。
- 前年度までに事業管理責任者が受講済みの場合、捕獲者のみの受講が可能です。
※事業管理責任者の「夜間銃猟安全管理講習修了証」の写しをご提出ください。
- 定員を超過した場合、地域のバランスや捕獲の実績、実施の可能性等を考慮の上、受講者を選定させていただきます。
- 講習会当日、射撃練習をすることはできません。
- 付き添いの方の講習会場、実習会場（射撃場）の立ち入りはご遠慮ください。事務局の指示に従わない等、進行を妨害すると判断された場合、受講者共に退場いただく場合があります。

ます。

- 不明な点は事務局までお問い合わせください。射撃場に直接問い合わせることはご遠慮ください。

■受講の可否

受講の可否については、申し込み締め切り後に事務局から電子メール等でご連絡し、参加案内をお送りします。

■射撃技能の確認

射撃技能の確認時に実施可能な射撃姿勢は立射・膝射・伏射・肘射のいずれかです。

具体的な確認方法は「射撃技能の確認 実施要領（別紙2）」をご参照ください。

銃器の安全な取り扱いの確認 実施要領

夜間銃猟安全管理実習のうち、銃器の安全な取り扱いに関する実施要領は、次のとおりとします。

公安委員会の指定を受けた射撃指導員の指示のもとで、以下の操作を行っていただきます。射撃指導員は、講習記録基準（テキストに記載）にしたがって、受講者の銃器の取り扱いを確認します。操作に際して危険な行為等があった場合には、その内容を記録して受講者に改善を促すようにします。

夜間銃猟においては、安全性が最優先ですので、不適切な取り扱いがあった場合は、改めることが求められます。

（1）使用する銃の点検及び分解結合（1回）

ア) ボルト式の銃は、ボルトの脱着を行っていただきます。その他の銃は通常の分解結合を行っていただきます。

イ) 使用する銃の安全点検を行っていただきます。点検では、受講者は「……異常なし」等声を出して行っていただきます。

（2）使用する銃の保持及び携行（1回）

使用する銃を携行していただき、射台と銃架の間を移動していただきます。

（3）模擬弾の装填及び脱包（2回）

模擬弾の装填及び脱包を行っていただきます。模擬弾は、講習においては、実包とみなします。

（4）照準及び空撃ち（5回）

射撃姿勢をとり、空撃ちを行っていただきます。

（5）不発の場合の処理（1回）

模擬弾を不発弾と仮想することにより、不発の場合の処理を行っていただきます。

※ 模擬弾は各自でご用意ください。特殊な口径等で模擬弾が準備できない場合は、必ずしも必要とはしませんので、当日受付でお申し出ください。

射撃技能の確認 実施要領

夜間猟安全管理講習の受講者のうち、捕獲者を対象に、射撃技能を以下の方法により確認します。

(1) 使用する銃種及び実包

射撃技能の確認において使用する銃種（ライフル銃、特定ライフル銃、散弾銃）は問いません。ただし、使用する銃については所持許可証の用途欄に狩猟または有害鳥獣駆除の記載があるものに限ります。使用する実包については、射撃場で使用できるものであれば制限はありません。

(2) 標的の大きさ（次頁参照）

中心点を「+」または「×」で示し、中心点から半径2.5cm（ライフル銃）、半径5.0cm（特定ライフル銃、散弾銃）の範囲を記した標的紙を使用して実施します。

(3) 射撃の方法等

ア) 射撃場において、50mの距離から静的射撃を行います。

イ) 射撃回数は、受講者1人につき、5回以上の射撃とします。

ウ) 本射とは別に10回以内の試射を認めます。試射は、照準調整のためのものであるため、本射とは別の標的紙を使用し、本射の対象とはしません。

試射は、本射の前のみ行うことができます。

エ) 時間は1人につき、試射を含めて10分以内とします。

オ) 実包の装填数：1回の射撃につき、実包は1個のみ装填するものとします。

カ) 受講者は立射、膝射、伏射及び肘射いずれかの射撃姿勢により射撃を実施することとします。

キ) 各姿勢とも依託射撃を行う場合、架台、土のう等を使用することは可能です。銃を完全に固定する方法（例：ベンチレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めません。銃を安定させるために腕に絡めて使用する負い革については、その使用を認めることとします。

※ 必要な器具については各自ご持参ください。なお、この基準に適合するか不明な場合には、参加票が交付された後に、器具の写真等を添付して講習会事務局連絡先まで電子メール（yakanjuryo2025@jwrc.or.jp）で、お問い合わせください。

(4) 射撃技能の確認の基準

5回以上の射撃を実施し、

- ①ライフル銃の場合、所定の標的の中心から半径2.5cm（標的の中心から弾痕の中心までの距離）の範囲に全て命中
- ③特定ライフル銃・散弾銃の場合、所定の標的の中心から半径2.5cmもしくは半径5.0cm（標的の中心から弾痕の中心までの距離）の範囲に全て命中（半径2.5cmの範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟では全ての銃種を使用することができます。半径5.0cmの範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟では特定ライフル銃・散弾銃を使用することができます（ライフル銃は使用不可）。）

したことが確認できること。

射撃技能を確認できた者には、認定申請時に必要な「射撃技能証明書」を発行します。

■標的紙について（参考）

